

安全安心だより

2024
No.8
通巻175号

令和6年7月30日
鳥取市役所協働推進課
〒680-8571
鳥取市幸町71番地
電話 0857-30-8177

鳥取市の犯罪発生状況

最多

2388

■ 刑法犯認知件数



最少

本市の刑法犯認知件数は、市町村合併後の平成17年では2,388件でしたが、各種防犯対策や市民の皆さまの自主防犯活動により、令和2年には654件と大きく減少しました。しかし、翌年は755件と増加に転じ、一昨年と昨年は微減したものの、本年6月末現在では昨年より48件増加しています。**一人ひとりが防犯意識をもって、被害に遭わないよう対策を行うことが重要**です。

区分	認知件数(上半期)		
	R6.6月末	R5.6月末	増減
刑法犯総数	384	336	+48
凶悪犯	1	1	0
粗暴犯	36	42	-6
窃盗犯	269	240	+29
知能犯	29	21	+8
風俗犯	8	4	+4
その他の刑法犯	41	28	+13

※ 市内の窃盗犯269件(前年比+29件)

※ 鳥取警察署管内(岩美町含む)では、5月末現在で

自転車盗 74件(前年比 -1件)

侵入窃盗 5件(同 -13件)

万引き 80件(同 +29件)

と万引きが大きく増加しています。

万引きは、80件のうち72件(約9割)が検挙されています。万引きは窃盗犯で「10年以下の懲役、または50万円以下の罰金」が科されることもある犯罪行為です。

県内で【投資名目の詐欺】が多発しています。特に、フェイスブックやインスタグラムなどで「友達になりましょう」などとメッセージが届き、最初は趣味の話題など、何気ないやり取りをしますが、次第に「私も投資で儲けている」「一緒に投資をしよう」などと誘われ、高額なお金をだまし取られる被害が相次いでいます。

【そのやり取りをしている相手は実在しますか？】

インターネット上では、誰かになりすますことが簡単にできます。

あなたがやり取りしている相手は【架空の人物】かもしれません！

会ったこともない相手から「投資」などの名目でお金を要求されたら、詐欺を疑い、すぐに警察に相談をしましょう。

鳥取県警察本部・鳥取警察署ホームページ引用
(R6年の件数は暫定値)



合言葉は「鍵かけ」、「声かけ」、「心がけ」。自分と大切な家族を守りましょう！

特殊詐欺事件の被害状況

【本年6月認知分】

● 副業名目詐欺

被害者：県西部居住 成人男性(Aさん) ・被害額：330万円

本年4月末、Aさんが利用するSNSに「2,000万円が当選しました。」などとLINEアカウントの登録を促すダイレクトメッセージが届いた。

Aさんは、相手のLINEアカウントを登録、相手に「作業を完了すると賞金が当たる。当選率100%」などと言われ、指示通りに作業すると、サイト上で報酬や賞金が増えた。出金しようとする相手「ミスで払い戻しが凍結された。凍結解除の作業費用として、330万円が必要」と言われ、他人名義の口座に330万円を振り込んだ。

その後、男性は、金融機関からの連絡により、警察に相談し、詐欺被害に気づいた。

- ネット上の副業情報は詐欺の可能性があることを念頭に慎重に検討してください。
- 副業開始後、少額の「利益」が振り込まれる場合が多いですが、これはさらなる被害を引き出すための罠(わな)です。
- 儲かったお金を引き出すために「手数料」や「作業料」などが必要と言われたら詐欺です！

(6月3日あんしんトリブナーメールを引用)

● 架空料金請求詐欺

被害者：鳥取市居住 40代 女性(Bさん) ・被害額：50万円分の電子マネー

本年5月、Bさんのスマホに+(プラス)で始まる番号から着信があり、電話に出ると「NTTファイナンスの職員」を名乗る男から「サイトの利用料金30万円が未納です。支払わなければ裁判になります。コンビニで電子マネーカードを買って支払ってください。」と言われた。信じたBさんは言われるままコンビニに行き、30万円分の電子マネーカードを買い、カード裏面の番号を相手に伝えた。その後『内閣サイバー課』を名乗る男からも電話があり、「まだ20万円足りない。」と言われ、再度コンビニで電子マネーカードを買い、カード裏面の番号を伝えた。30万円は返金されると聞かされていたが、期日になっても返金されないことから警察に相談し、被害に気付いた。

- 【+】で始まる電話番号(国際電話番号)からの着信は詐欺です！
- 「裁判になる」「お金は返ってくる」などというのは、詐欺の常とう句です！
- 慌てて支払う前に、一度警察や家族にご相談ください。
- 未納料金を【コンビニの電子マネーカード】で支払うことはありません。

(6月12日あんしんトリブナーメールを引用)

少年相談のご案内

鳥取県警察本部少年・人身安全対策課では、少年サポートセンターを設置し、少年問題を専門に扱う少年警察補導員が、少年の非行問題やいじめ、性犯罪被害等に関する相談を受け、その立ち直りを支援しています。

少年警察補導員は、少年の非行防止、健全育成を図るため、「少年相談」、「少年の補導活動」、「被害少年の支援活動」、「広報活動」等を専門にしている警察行政職員です。(臨床心理士、公認心理師の資格を取得した職員もいます。)

【相談窓口・面接予約】

東部少年サポートセンター 0857-22-1574

所在地：鳥取市西町一丁目401番地 鳥取県庁西町分庁舎1階

夜間、休日の緊急の要件の場合は#9110へご相談ください。

一人で抱え込まず、まず相談を！

(鳥取県警察ホームページ引用)